

ID: 933

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第24条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第24条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第24条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日